

電波監理審議会（第1097回）議事録

1 日時

令和4年1月11日（火）15:00～15:37

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

日比野 隆司（会長）、兼松 由理子（会長代理）、笹瀬 巖、
長田 三紀、林 秀弥

(2) 審理官

越後 和徳、鹿島 秀樹

(3) 総務省

（情報流通行政局）

吉田 博史（情報流通行政局長）、藤野 克（大臣官房審議官）、
三田 一博（総務課長）、飯倉 主税（放送政策課長）、
鎌田 俊介（国際放送推進室長）

(4) 事務局

高田 貴光（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

目 次

(1) 開 会	1
(2) 諮問事項（情報流通行政局）	
日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基 準の変更の認可（諮問第1号）	1
(3) 閉 会	16

開 会

○日比野会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、政府においては、引き続きテレビ会議の積極的な実施に努めることとされておりますため、本日の1月期定例会議は、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づいて、委員全員がウェブによる参加とさせていただきます。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項1件となっております。

それでは、諮問事項の審議に入りますので、情報流通行政局の職員に入室するよう、連絡をお願いします。

(情報流通行政局職員入室)

○日比野会長 それでは、審議を開始いたします。

諮問事項（情報流通行政局）

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更の認可

(諮問第1号)

○日比野会長 諮問第1号、日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更の認可につきまして、飯倉放送政策課長から説明をお願いいたします。

○飯倉放送政策課長 こんにちは。放送政策課の飯倉です。本日もよろしくお願いたします。

資料の1ページを御覧ください。

まず1つ目の「諮問の経緯等」ということで、令和3年10月にNHKから、インターネット活用業務の実施基準の変更につきまして、認可申請があったものであります。

今回、本申請を受けまして、総務省において、総務省の考え方を公表いたしまして、パブリックコメントを実施してまいりました。

本件は、この考え方に基つきまして、本申請に対する処分について諮問するものでございます。

4ページを御覧ください。まず、インターネット活用実施基準の位置づけであります。

インターネット活用業務は任意業務でありまして、総務大臣から認可を受けた実施基準に基つきまして、毎年度、NHKが実施計画を定めて提供するということになっております。

実施基準の概要を中央に書いてございますが、左側に「記載事項」とあります。インターネット活用業務の種類や内容、実施方法、そして実施に要する費用に関する事項などについて実施基準に記載いただいて、その認可をするときの要件としましては、NHKの目的達成に資すること、過大な費用を要するものでないこと、そして、受信料制度の趣旨に照らして不適切ではないことなどを踏まえて、総務大臣として認可をすることになっております。

次の5ページを御覧ください。

今回の認可申請ですが、申請項目が大きく分けて2つございます。そのうちの1つ目が、NHKプラスのサービス改善・強化ということでして、この中に3つ、小項目がございます。

1つ目が、「未登録者に対する視聴範囲の拡大」ということで、現在は同時配信サービスのみ、メッセージつきで利用可能なのでございますが、こちらにつ

いて、見逃し番組配信についても、メッセージつきで番組の一部を視聴可能にしたいというものでございます。

2つ目が、「「仮登録」の新設」でありまして、本登録では入力項目が多いので、入力項目が少ない仮登録を新設して、一定期間ですが、メッセージなしでのNHKプラスの視聴を可能にしたいということでもあります。

3つ目が、「テレビ向け「見逃し番組配信」サービスの開始」ということで、現在、スマホやタブレット、パソコンでNHKプラスが使えるわけですが、これを、見逃し番組につきましてテレビで視聴可能とするために、メーカーごとにテレビOSの動作検証をするためのテスト配信をしたいということでもあります。

次の6ページを御覧ください。

こちらが、大きく分けた2つ目の申請項目として、ネット配信の社会実証であります。

上の箱枠の中に概要を書いておりますが、現在、NHKプラスについてはNHKの受信契約者のみが視聴可能でありまして、テレビを保有していない方は視聴不可であります。

これにつきまして、昨年8月に総務大臣からNHKに対して、インターネット配信の意義やサービスニーズを検証するための社会実証を実施するように要請をいたしまして、それを踏まえてNHKで、今年4月以降に実施をするということになっています。

社会実証の中身ですが、中段に「実施内容」とあります。提供サービスについては、NHKの放送番組や理解増進情報を組み合わせたサービス、実施期間については1週間から最大3か月程度、実施費用については、今現在定めている、これはNHKプラスの提供を含めた総額ですが、年額200億円の範囲内、提供対象については最大3,000人程度という記載がございまして、詳細に

についてはNHKにおいて検討中というものでございます。

次の7ページを御覧ください。こちらはパブリックコメントの結果の概要であります。

パブリックコメントでは、合計36件、うち放送事業者が18件ですが、意見が寄せられております。

主な意見を御紹介させていただきます。

1つ目のNHKプラスのサービスの改善・強化ですが、まず①として、未登録者による視聴範囲の拡大についての御意見です。NHKプラスは放送の補完という位置づけを崩さないように、総務省としてもNHKへの指導・監視を強く求めたいという意見であります。次に②として、「仮登録」の新設についての御意見でして、これは案内ページに来た方の7割が登録をせずに脱落するということでして、NHKプラスのID登録案内ページの改善を優先すべきであって、ほかにやることがあるのではないかという御意見であります。また、③として、テレビ向け「見逃し番組配信」サービスについての御意見でして、こちらは市場に与える影響を実質的に精査することが必要ではないかといった御意見をいただいております。

2つ目は、ネット配信社会実証に関する意見でありまして、例えば一番上の丸ですが、詳細な内容、方法、期間等が明確に示されていないので、早急かつ詳細に考えを示すよう求めるべきであるとか、4つ目の丸では、知見や技術を民間事業者に広く共有していただきたい、といった意見をいただいております。

次の8ページを御覧ください。このページ以降が審査結果でして、左側に認可要件を書いております。

例えば、NHKの目的達成に資するものであることといった審査項目に対して、審査をした結果として、右側に書いてございますが、基本的には、「適切なものと認められる」としております。

他方で、下のほうに、左側の認可要件として、「受信料制度の趣旨に照らして不適切なものでないこと」という表記がございます。こちらにつきましては、幾つかの点において認可条件を付したいと考えておりまして、10ページ目で認可条件を説明したいと思っております。

10ページを御覧ください。こちらが、次の条件を付した上で認可することが適当だとしているものでございます。

まず、NHKプラスのサービスの改善・強化ですが、まず(1)としまして、未登録者へのメッセージ付見逃し番組配信は、受信料の公平負担を確保する観点から、提供時間を限った上で、画面に十分な大きさとメッセージを表示することという条件を付したいと思っております。(2)としまして、仮登録の仕組み等につきましては、その効果・妥当性を検証することとした上で、本登録に至らない実態に関する要因等も併せて再検証して、必要となる手続について見直しを検証することという条件を付したいと思っております。(3)としまして、テスト配信によって得られた知見について、民放等との共有を図ることという条件を付したいと思っております。

2つ目のネット配信社会実証ですが、こちらは3つほど条件をつけたいと思っております。まず(1)としまして、受信料の公平負担との関係を十分考慮しつつ、必要な期間・費用の範囲内で行うこと、(2)としまして、実施に際して、事前にその内容、対象者の選定方法、期間等について、その考え方も含めて明らかにした上で、適切に周知するとともに、段階的・効率的に実施することという条件を付したいと思っております。最後の(3)ですが、得られた知見等の成果については、広く社会全体に裨益するよう、民間放送事業者等との共有を図ることといった条件を付して認可することが適当としております。

説明は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○日比野会長 飯倉課長、ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんのほうから御意見、御質問等をいただきたいと思
います。いかがでしょうか。

兼松会長代理、お願いします。

○兼松代理 飯倉様、御説明をどうもありがとうございました。

今回、大きく分けて2つあるということで、1つ目のNHKプラスのサー
ビス改善・強化と、2つ目がネット配信の社会実証ということで、2つ目のほう
は、総務大臣からの要請に基づくというところがあるのかと思いますけれど、
1つ目のほうは、具体的にどのようなことを狙いとして、このようなサー
ビスの変更をすることになったのでしょうか。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。NHKの目的ですが、我々が聞
いているところだと、NHKプラスは、非常に良質なサービスを提供してい
るのだと考えているわけですが、なかなか登録者数が、今現在170万ぐら
いでして、伸び悩んでいる状況であります。

その伸び悩んでいるところを、さらに拡大するために、より使える、使って
いただくための機会を広く提供するために、幾つか改善点を示したいとい
うことを聞いております。

○兼松代理 ありがとうございます。受信契約者数を増やしたいという考えか
と思いますけれども、以前から皆さんがいろいろ議論されているところだと思
いますけれども、やはりテレビ離れというのが、特に若い世代の方では非常に
進んでおりまして、テレビをそもそも持っていないとか、ネットしか見ない
という方が多いわけなので、このようなサービスを仮に変更したとして、本当
に受信者数が伸びていくのかというのは非常に疑問に思うところでございま
す。

そして、今まではスクランブルをかけて見えないようにしていたものを見
えるように、一定期間ではあるけれども、ただで見ることができるようになる
ということで、その範囲が増えるということで、それを見て、いいな、お
金を払

って契約しようということになるかということ、私としては非常に疑問だなと思っております、果たしてこのような改善をすることが、本当にNHKの登録者数に貢献するのかなというのは、ちょっと疑問を感じざるを得ません。

それと、受信料を払っている人と払っていない方との公平感の問題も当然出てくると思いますので、仮にこれをやるとしても、よくその結果を検証していただいて、これが役に立ったのか、役に立たないのかということをよく検討していただくということと、根本的に最近、NHKはかなり若者向けの番組を増やして、若い方の受信者数を増やそうと努力されているみたいですが、例えば、この前の紅白歌合戦なんかもそういうふうにしたけれども、大して視聴率に貢献しなかったということも聞いておりますので、根本的に方向性として、そういう方向性でいいのかということのはちょっと疑問に思っておりますので、私としては、1番目に関してはちょっと疑問だなと、より説得力のある目的を提示していただきたいなというふうに思っております。

2番目のほうについては、社会実証ということですがけれども、こちらは私としては、具体的にどういうことをやりたいのかということのはよく分からなかったんですけども、テレビを持っていない方が見るということについて検証することなんですけど、これがどういうことにつながっていくのかと。

例えば、NHKのインターネット業務がどんどん拡大していってしまうのではないかと、恐らく民放さんのほうでも御懸念なのではないかというふうに思いますが、こちらの検証を行った結果、どういう方向に進んでいくことを考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

長くなりましたけれども、以上です。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。NHKプラスにつきましては、NHKが何のために行うのかといいますと、兼松先生のおっしゃるとおり、NHKの受信契約を増やすということもあるのだと思うのですが、どちらかとい

うと、受信契約をしている人の中でも、こういった便利なサービスができてい
るので、それを使ってほしいということもあるのだろうと思っております。

その中で、こういった手段として今回、認可申請が来ているわけですが、こ
の取組を進めていただいた上で、その効果の検証についてはしっかりしていた
だき、また、パブリックコメントにおいても意見がございましたが、7割の方
が離脱をするということについては、ほかにも要因があるのではないかなと思
っておりますので、その辺についても引き続き、しっかりNHKで検証してい
ただきたいなと思っております。

後半の社会実証ですが、こちらはおっしゃるとおり、総務省側からお願いを
したわけですが、なかなかこちらは、6ページの記載にあるぐらいのことしか、
NHKでもお示しされていないので、この辺りはしっかり情報開示をしていた
だかないといけないと思っております。

何を目的としているかといいますと、やはりNHKのやっておられる公共放
送というものの役割がある中で、放送が見られない、放送について見られない
方が増えていくと、どうしてもその裨益というのは少なくなっていくので、
リーチできていないところに対して、公共放送を、ネット配信を通じて、しっ
かりリーチしていくためのチャレンジをしてくださいという問いかけだったの
ですが、それに対して、どのようにすればリーチが拡大していくかということ
のアプローチを、NHKなりに試験提供、試験的に実証していくということか
なと思っております。

これは社会実証を経た上で、こういう方法だったらちゃんとリーチができる、
できないといった結果が出てきますので、そういった議論を踏まえて、新しい
NHK公共放送として、ネット配信において影響力があるような活動に結びつ
けていければいいのかなと思っております。

○兼松代理 ありがとうございます。おっしゃるとおり、登録しないで脱落す

るというのは、面倒くさい以外にも多分、お金を払いたくないとか、いろいろ理由があるんだろうと思いますので、根本的に何か考えが違っているところがあるのではないかという疑念があるんですけども、いずれにしても、よく検証していただきたいなと思っております。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。承知いたしました。

○日比野会長 よろしく申し上げます。

それでは、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。林先生、いかがですか。

○林委員 ありがとうございます。では、私からよろしいでしょうか。林でございます。

私も社会実証についてお聞きしたいのですが、兼松会長代理からもご質問があった点ですが、社会実証のゴールのイメージなんですけれども、私の理解では、広く言えば民放との二元体制の元で、公共放送の情報空間全体での有用性を確認するということだと思えるんですけども、私からお願いしたいこととしては、今回は、まずもってテレビを保有していない者を対象するということですので、若者を中心にテレビ非利用・非保有者を対象に実証するというのであれば、単に受信者数拡大・登録者数拡大の貢献対策としてやるということではなくて、メディアの多元性、多様性、地域性、そしてフェイクニュース対策等への貢献も含めて、野心的に、本社会実証の目的・効果を確認し、ひいては「社会の基本的情報の共有」に資するものとしていただきたいと存じます。

2つめは、これらの実証を踏まえ、単に実証をして終わりということではなくて、受信料制度のあり方を含めて、今後の制度の検討に社会実証が資するものとしていただきたい。

3点目は、上記実証の状況ないし結果をNHKはホームページ等で公表して、一定規模の世論調査も実施していただきたいと思います。国民の意見を広く求めるという姿勢が必要ではないかというふうに思います。

以上3点でございます。質問というよりコメントです。以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。

飯倉課長、林さんのコメントに対して何かございますか。

○飯倉放送政策課長 御意見、本当にありがとうございました。1つ目につきましては、NHKのほうでも、そういう情報空間の中で、公共放送として何ができるのかということ、フェイクニュース対策も含めて、意欲的に取り組んでいきたいということは、打合せの中ではおっしゃっておられたので、それをどうやって、この実証の中のパーツとして、うまく入れていくのかなということかなと思います。

1つ間違うと、フィルターバブルみたいなものを公共放送がつくるとすると、なかなかおかしなものができる可能性もゼロではないと思っております。そういうところを、今回は社会実証ですので、積極的にチャレンジしていただくのはいいのかなと僕も思っております。

2点目の今後の制度についても、この社会実証を一つのステップとして、NHKの業務の在り方、財源の在り方、こういったことの検討を、総務省のどこかの場でやっていかないといけないと思っております。そういったものの議論につなげていきたいと思っております。ありがとうございます。

○林委員 ありがとうございました。

○日比野会長 よろしいでしょうか。

それでは、長田委員はいかがですか。

○長田委員 長田でございます。よろしく願いいたします。

兼松先生や林先生の御指摘は、本当にそうだなと思って伺っておりました。その中で、今回、いろいろな意見が寄せられている中で、民放各局の皆さんは、いろいろ厳しくおっしゃっていなながらも、情報の共有を強く求めておられるというのがとても印象的でした。

それで考えたんですけれども、実証実験等、いろいろやった後に情報を共有するというのは当然のことなんですけれども、むしろ、何を求められているのかということも含めて、きちんと事前に意見交換をしながら、NHKさんのこれらの事業は、私どもが受信料を負担して行われていくものですので、やはり全体の放送のところに寄与するようなものをきちんと計画していただけたらいいなというふうに思います。

あと、NHKプラスの登録のところの難しさは多分、私が自分自身で登録したときにはそんなに思わなかったんですけれども、10分かかりますとか書いてある、そこでちょっと嫌になっちゃうんじゃないかなという気はして、そういう表現とかは幾らでも、そんなに時間をかけなくても、修正できるものもあると思いますので、そういう努力は同時にやっていただければいいんじゃないかなと思っています。

せっかくNHKプラスも提供されていて、便利に使っていらっしゃる方もいらっしゃると思うので、そのことを一生懸命、登録は簡単ですみたいに最近、紅白歌合戦の前のときなんかには、どんどん登録してくださいというのをおっしゃっていましたが、ただそう言うのではなく、どうやったら登録がしやすくなるのかも含めて、検討していただければいいのかなというふうに思いました。

以上です。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。1点目については、民放でもTVerにおいて同時配信を進めているというフェーズになってきておりますので、NHKの知見を共有したいというニーズが高まってきているのだろうなと思います。

その意味では、1年前、2年前と比べて、慎重にという意見はあるのですが、その意見の質が変わってきているのかなと思っておりまして、長田先生がおつ

しゃるように、民放が何を求めておられるのかということも明らかにして、意見交換が建設的なものになるように、我々も触媒として働いていきたいなと思っております。

2点目の登録については、個人的にも、まだまだ改善の余地があるのかなと思っております、いろいろとアイデアを投げかけているのですが、引き続き、粘り強く働きかけをしていきたいなと思います。ありがとうございます。

○長田委員 ありがとうございます。

○日比野会長 それでは、笹瀬委員はいかがでしょう。

○笹瀬委員 笹瀬です。

意見は、皆さん言われているとおりだと思いますので、特に細かいことはないんですけども、1点だけ。

やはりこれからは、情報爆発というよりは、むしろ情報の質なんですね。ですから、公共放送ということでNHKさんは非常にいい番組をつくっていられるので、ぜひ検証される場合、例えば、どういう情報が一番役に立ったかとか、災害の話とか、あとは情報の確実性というか、信頼性ですね。

これはかなり大きいと思うので、どういう番組に対してインターネットで見の方が多かったかということ、これは民放さんも多分、役に立つと思うので、どういうものに関してどういう結果が出たかということになるべくオープンにさせていただいて、かつ総務省さんも含めて、特に電波の有効利用ということから考えれば、テレビがあれば、わざわざネット配信で100万人、1,000万人に送る必要はないわけですね。

そういうことで、電波の有効利用の点からも考えていただいて、大きな災害とか、重大なニュースとか、やはり信頼性のある質の高い放送は、放送で流すということのほうが効率的だと思いますので、民放さんも含めて、うまく議論ができるような場をつくっていただいて、目的をどう変えていくかだと思っ

ですね。

特に、ネット配信は世の中の流れですから、総務省とすれば、あと20年したら放送はなくなるかもしれないというぐらいの気持ちで考えたほうがいいかもしれないですね。

放送は、例えばたくさんが見るようなスポーツ番組とか、イベントとか、そういうものに絞ってしまうようなことであってもいいかもしれないし、世の中のニーズがやっぱり多様化していますから、そういう面では、極めて正確に、正しい情報をたくさんの人に送らなければいけない、そういうものは放送でやるというようなことになるかもしれないんですよね。

質の高い情報を得るために、NHKにお金を払うという人も増えてくると思うので、ぜひ長い目で見ていただいて、やはり総務省さんも、監督だけではなくて、ぜひ御意見を出していただいて、民放さんも、皆さんが幸せになるように、ご検討をよろしくお願いします。

以上です。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。せっかくの受信料で実施する社会実証ですので、今おっしゃられたことも含めて、この知見を社会全体で共有していきたいと思います。

なかなか総務省から今後の方向性について、あまり言うとおせっかいだというのを言われることもあるのですが、そうも言っていない状況にもなりつつありますので、方向性について、NHK、民放とうまく意見交換する中で、よりよい方向性が出てくるようにしたいなと考えております。ありがとうございます。

○笹瀬委員 よろしく申し上げます。

○日比野会長 ありがとうございます。

最後に、日比野ですけれども、各委員の皆さんから大変貴重な意見が出まし

たので、ぜひそういったところを踏まえてフォローしていただければと思います。

結論的には、今回の措置は、パブコメの内容も踏まえて適切に認可条件を付されていると思いますので、特段の異論はございません。所期の成果を収めて、デジタル時代のNHK、それから放送業界全体の発展につながっていくということを期待したいと思います。

若干余談になりますが、NHKプラスを私もよく利用しているんですが、大変便利で、百数十万の利用者にとどまっているというのは、もうちょっと何とかなのではないかなと思って、そちらのほうも期待をしております。

1つ申し上げておきたいのは、詳細は存じ上げないんですけど、今、別途、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会が続いていますね。林先生や長田先生が入っておられるかと思います。今回、諮問にかかっている部分はかなりテクニカルで、初めの一歩みたいな感じがしますが、こちらの検討会で根本的な部分、不可逆的なDXが加速する中、通信と放送制度の在り方の抜本的な改革の議論をスピード感を持って進める必要があると思います。

アメリカはやや特殊ですけど、欧州でも、やっぱり公共放送のデジタル化、それから民放も、日本以上にずっと進んでいるという状況です。この辺り、日本だけが遅れた感じにならないように、テクノロジーもどんどん進んでいきますので、制度がずれてしまうことがないように、ぜひリードしていただければと思います。

以上、コメントです。

○飯倉放送政策課長 会長、ありがとうございます。1点目の御指摘で頂いたNHKプラスに対する御期待も含めて、温かい言葉だったかと思います。そのことも含めて、NHKにしっかり評価と改善を促していきたいと思います。

2点目、放送制度の検討会、こちらにも林先生、長田先生に御参加いただいて、

非常に建設的に議論が進められております。やはり新しい技術を踏まえた放送ネットワークを考えないといけない、そういったネットワークを踏まえて、制度についても見直しをして、新しいものに、時代に合ったものにしていかないといけないというふうに思っております。

この夏は一定の取りまとめになるんですが、前向きな検討をこれからもしていきたいなと考えております。また、どちらかのタイミングで、審議会のほうにも報告をさせていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

改めまして、委員の先生から特に何か追加であれば、お受けいたしますが、よろしいでしょうか。

○笹瀬委員 結構です。

○日比野会長 それでは、諮問第1号は、諮問のとおり認可をすることが適当である旨の答申を行います。よろしゅうございますでしょうか。

○林委員 異議ありません。

○長田委員 賛成です。

○兼松代理 結果をきちんと検証していただくということで、賛成いたします。

○日比野会長 承知しました。

よろしいでしょうか、飯倉課長、結果もどうぞよろしくお願いいたします。

○飯倉放送政策課長 どうもありがとうございました。結果もしっかりと検証していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○日比野会長 それでは、原案どおり、本件については決することといたします。ありがとうございました。

以上で、情報流通行政局の審議を終了いたします。

情報流通行政局の職員は退室をお願いいたします。お疲れさまでした。

○兼松代理 ありがとうございます。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○日比野会長 委員の皆様、お疲れさまでした。

それでは、本日はこれにて終了とさせていただきます。

答申した旨の通知につきましては、所定の手続によって事務局から総務大臣宛て提出をしてください。

なお、次回開催は、令和4年2月2日水曜日10時からを予定しております。

それでは、本日の審議会を閉会といたします。ありがとうございました。